京都府水洗化総合計画 2015 (水環境政策のグランドデザイン)(仮称)に係る 有識者会議設置要領

(設置)

第1条 京都府において策定する「京都府水洗化総合計画 2015 (水環境政策のグランドデザイ ン)(仮称)」(以下「計画という。」) について有識者の意見を聴取するため、計画に係る有 識者会議(以下「有識者会議」という。) を設置する。

(委員の役割)

- 第2条 有識者会議の委員は、計画策定に当たり、次に掲げる事項について意見を述べる ものとする。
 - (1) 市町村の水洗化施設(下水道、浄化槽及び農業集落排水等生活排水を処理する施設をいう。以下同じ。)整備計画に関すること。
 - (2) 将来(概ね20年後)における水洗化施設のあり方に関すること。
 - (3) その他計画の策定に当たり必要と認められる事項

(委員)

- 第3条 有識者会議の委員は、学識経験を有する者5名以内とする。
- 2 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 有識者会議に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、有識者会議の議事を運営する。

(会議)

第4条 有識者会議は、知事が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、必要があると認めたときは、有識者会議に専門的事項に関し学識経験を 有する者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

- 第6条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。
- 2 委員は、有識者会議で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府が公表した情報については、この限りではない。

(会議の非公開等)

- 第7条 有識者会議については、原則として公開とする。ただし、知事が必要と認めた場合は非公開とすることができる。
- 2 水洗化施設を所管する部の職員は会議に同席し、資料作成、事業説明等を担当する。
- 3 職員その他有識者会議の場に出席した者は、会議で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要領は、平成27年7月7日から施行する。